

長野高教組 第 213 回中央委員会日程(オンライン)

(高校会館 大会議室)

2021年4月10日(土)

受付 12:00～12:55(オンライン受付 待機室より随時ご案内します)

0. Zoom 画面操作の確認 13:00～
1. 資格確認
 2. 開会あいさつ
 3. 議長選出
 4. 議長登壇
 5. 執行委員長あいさつ
 6. 書記の指名
 7. 議事録署名委員の確認
 8. 議事 13:20～
 - ◆議案提案
 - 第2号議案 2021年度役員承認に関する件提案

 - 第3号議案から第6号議案まで一括で提案
 - 第3号議案 選挙管理委員会設置に関する件
 - 第4号議案 拡大闘争委員会設置に関する件
 - 第5号議案 第100回定期大会開催に関する件
 - 第6号議案 専門委員の委嘱に関する件

 - ◆議案提案・質疑・討論 13:30～14:20
 - 第1号議案「当面闘争推進に関する件」 質疑のみ

 - 【休憩(10分)】 休憩
 9. 議事再開 14:30～15:20
 - ◆討論

 - 【休憩(15分)】 ※休憩中に執行委員会開催(ブレイクアウトルーム)
 10. 本部見解・採決 15:35～
 - ◆本部からの発言
 - ◆採決
 11. 高校生協 臨時総代会 15:50～
 12. 議長退任
 13. 諸連絡
 14. 閉会あいさつ
 15. 終了解散 16:00(予定)

長野県高等学校教職員組合

第213回中央委員会議案書

2021年4月10日(土) 13:00~16:00

オンライン会議

第1号議案 当面闘争推進に関する件

1 態勢確立と職場活動の活性化

学校現場の多忙化が進み、職場会の開催などの職場活動が困難になってきています。また、支部・分会役員の授業や分掌の軽減ができず、選出に苦労しているという声が多く寄せられます。

「組合活動の負担軽減」の意見を真摯に受け止め、分会・支部選出役員を精選（2020年度～）、集会等の精選（「いのちと健康を守る全県集会」（6月）「労働講座」（7月）を中止）、またコロナ禍の中で執行委員会や中央委員会などの機関会議、専門部の会議、態勢確立学習交流集会などのオンライン開催、本部からの各種文書の整理・統合など、できるところから改善を始めました。

一方では、「高校改革」「入試改革」「1年単位の変形労働時間制」「新しい学びの指標」「ICT機器の導入」など新たな課題が次々と現れる状況もあります。こうした中、職場の中での助け合いや支え合い、仕事の分担は益々重要になってきています。

新年度のスタートに当たり、以下の視点に基づいた職場活動をすすめるために、その推進態勢を確立します。

- ①助け合い支え合う、働きやすい職場をつくりましょう
- ②要求にもとづく職場活動をすすめましょう
- ③生徒・保護者・地域と共同し、「開かれた学校づくり」をすすめましょう
- ④教文委員と教育課題の取り組みを進めましょう
- ⑤民主的な学校運営をともに進めましょう

2 校長交渉と春闘期の県教委交渉

(1) 分会要求書の確定と校長交渉

官邸主導の「教育改革」が進められ、長野県においても「高校改革」の名のもと現場を疲弊させるような施策が押し寄せてきています。こうした状況だからこそ、学校長が職場の教職員の声をよく聞き、勤務条件の改善や、「開かれた学校づくり」について、積極的に推進する立場に立つことが求められています。この意味で、全県一斉校長交渉をすべての分会で行うことが極めて重要です。改めて校長交渉の意義や重要性を全員で確認し、組合員の全員参加で交渉を成功させます。具体的な日程は以下の通りです。

- 分会要求書提出 4月14日（水）まで
- 全県一斉校長交渉 4月21日（水）、22日（木）
- 校長交渉報告書 交渉終了後速やかに（できれば当日中）に、本部にメール・FAXを送ってください。
- 「要求書」「回答」「確認書」「上申書」を支部で集約・交流してから、「写し」を5月21日(金)までに、本部に提出してください。

(2) 全県春闘要求書の確定と県教委交渉

本中央委員会で高教組の春闘要求書を決定し、4月20日（火）の春闘要求提出交渉に臨みます。コロナ禍のため、支部・専門部から代表が参加し、要求実現のため粘り強く主張していきます。

3 組織の拡大強化

(1) 第1期組織拡大月間

4～6月を第1期組織拡大月間に設定し、新たな組合員の加入に全力で取り組みます。

新規加入者の目標を年間で100名、第1期組織拡大月間で60名とします。 教文会議・全教共済への加入も組合加入と一体のものとして取り組みます。

- ①組織の拡大強化が最重要課題であることを組合員の共通認識とし、総力で組織拡大をすすめる態勢を確立します。特に、新規採用者の100%加入を最重点課題として取り組みます。
- ②各分会に送付した「分会別加入者一覧2021」と「転入者一覧表」を利用して、組合員でない方に加入を働きかけましょう。加入届は給料号俸確認を兼ねていますので、講師時代から加入していた新採者にも改めて提出をお願いしてください。
- ③4月中に各分会に送付する「講師・再任用のしおり」・講師アンケートを活用して、講師の皆さんの要求をくみ上げ、採用選考に向けて激励し、若年講師の皆さんに組合加入を呼びかけましょう。また、「講師と語る会」を開催し、講師の皆さんの悩みを聞き、激励しましょう。
- ④任用替や会計年度任用職員など行政職としての労働条件の課題や、総務事務集約化などの学校の諸課題を共有するために早い時期に「行政職と語る会」をすべての分会で開催しましょう。
- ⑤新任の方、異動した方を迎えて歓迎会をコロナ禍ではありますが、工夫して開催を目指しましょう。また、支部ごとに支部の青年部と連携して、「新採者・青年講師歓迎会」にもコロナ禍でもできる工夫をして取り組みましょう。

<補助金について>

「新加入者歓迎会」「講師と語る会」「行政職と語る会」・・・分会・支部に補助（1回5,000円）

・開催後、報告書を提出してください（報告書は、「分会活動の手引き」p.19をコピーするか、高教組HPからダウンロードしてください）

「支部主催の新採者・青年講師歓迎会」・・・支部青年部役員と協力して取り組みをお願いします。

・以下の条件を満たすとき、**支部に補助金**を出します。

開催後、支部書記長宛に送付する専用の報告書を提出してください

・4～6月中に行う支部主催の歓迎会で、複数以上の分会から、本年度新採者または講師の参加があること。（木曾支部については、別途相談します。）

・支部への補助額は次のとおり。

☆新規採用者（加入・未加入を問わず）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1名につき5,000円

☆複数以上の講師が参加した場合（複数以上なら、人数に関係なく一律）・・・・・・・・・・10,000円

(2) 全教共済・全教自動車保険・高校生協の加入促進

組合活動の原点である、仲間同士の「助け合い」＝全教共済の加入拡大に取り組みます。

本部役職員がケーキを持って分会訪問する「共済カフェ」を積極的に開催します。

- ①新規採用者が採用年度内に組合加入をした場合は総合共済掛け金（月額600円）と生命・医療共済掛け金3ロセット分（40歳までは月額995円）を、1年間高教組で負担します。
- ②「安全運転講習会」を積極的に開催し、教職員の自動車事故に必要な対応についての学習を深め、全教自動車保険の加入を促進します。
- ③全ての教職員の高校生協加入と利用促進を積極的に働きかけます。

(4) 運動を進めるにあたって

- ①高教組新聞新年度第1号は、2020年度発送数を送りますが、その後の高教組新聞の発送数は、「組合員数+申請数」とします。未組合員が今後の配布を希望するか、分会の判断で申請してください（分会役員名簿用紙に記入欄があります）。
- ②主任手当て抛出の歴史的な経緯や意義を職場で再確認し、100%抛出を目指します。そのために該当者に依頼状を届けます。

4 保護者、地域住民と共同し、教育費無償化・30人学級実現・教育条件改善を求める取り組み

- (1) 4月1日 文書と同梱した学校長、PTA 会長あての封筒を届け、今年度の取り組みの準備をすすめます。
- (2) 2022年度政府予算にむけた「文部科学省概算要求に対する要請署名(えがお署名)」に取り組みます。(4月度署名)
- (3) BYODによる保護者負担増に反対し、負担を軽減する施策を求めます。

5 憲法・子どもの権利条約にもとづく民主教育の実現をめざす取り組み

- (1) 生徒、保護者、地域住民などとの連携を深め、教育条件改善をすすめます。
 - ① 高教組として第1期再編の総括をまとめ、進行中の第2期再編の議論に生かします。
 - ② 高校の将来像を考える地域の協議会「高校再編整備計画懇話会」の傍聴を行い、提言・申し入れ等を行います。
 - ③ 教職員定数の拡大、正規採用増、全教科・実習教員・学校司書の採用試験の実施を、県教委に強力に要求します。
 - ④ 4月当初に人事アンケートを実施し、2020年度末人事についての取り組みを総括します。
- (2) 教育における新自由主義的改革政策の抜本的転換を求める取り組み
 - ① 「日の丸」「君が代」の卒業式・入学式における扱いの変化に注意し、これまでより強制が強まることを許さないよう取り組みます。
 - ② 各分会で、2020年度末の校務分掌の編成において、校長がこれまでの経緯を尊重していたか、検証します。新年度の校長交渉において、校務分掌についても確認を行います。
 - ③ 新しい「学びの指標」については、生徒の内心評価や特定の価値観への誘導につながる危険性があること、また現場の多忙化に拍車をかけることから中止を求めます。

6 内需拡大・地域経済の活性化を実現させ、くらしと権利を守る取り組み

- (1) 生活を守る賃金の確保をめざし、官民一体の取り組みを進めます。
コロナ禍で雇用とくらしを守る「官民共同」の春闘をすすめる、公務員賃金の引き上げと民間賃金の引き上げの相乗効果を図ります。
- (2) 最低賃金を大幅に引き上げ、人間らしく働くルールを確立する取り組みをすすめます。
学校現場における非正規職員の勤務条件の改善を強く求めます。
- (3) 長時間過密労働の縮減、職場の労働安全衛生体制の充実など、教職員のいのちと健康を守る取り組みをすすめます。
 - ① 「1年単位の变形労働時間制」についての職場学習を深め、校長交渉で学校現場にはなじまないという共通認識を確認し、県教委に上申するよう取り組みを強めます。
 - ② 部活動指導の地域化の課題など部活動指導のあり方についての論議を深めます。
 - ③ 所属所安全衛生委員会(=安全衛生委員会)活動を活発にする取り組みをすすめます。当面、すべての分会で4月当初に安全衛生委員会を開き、体制や方針を確立するよう働きかけます。

7 憲法改悪阻止、国民生活を守る取り組み

- (1) 憲法擁護、平和と民主主義を守る取り組みをすすめます。
 - ① 県下各地で開かれる「5・3憲法集会」に積極的に参加します。
 - ② 改憲発議をさせないための全国署名に取り組みます。
 - ③ 「5.3憲法記念日を中心とした憲法学習」を実施し、自主的で主体的な学習を援助します。
- (2) 社会保障、雇用や暮らしを守る、国民的な課題に取り組みます。
 - ① 原発ゼロと省エネ社会への転換を目指して県内外の諸団体と協力して取り組みます。

令和3年(2021年)5月日

長野県高等学校教職員組合
執行委員長 細尾 俊彦 様

長野県教育委員会
教育長 原山 隆一

回 答 書 (案)

令和2年(2020年)4月21日付けで要求のありましたことについては、次のとおりです。

要 求	回 答
<p>0. 緊急を要する課題の要求</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に伴い生じる諸課題について、生徒、教職員のいのちと健康を守ることを最優先に、学校現場が適切に対応できるよう必要な対策を講じること。</p> <p>(1) すべての生徒、教職員が利用できる適切な手洗い場、せっけん、消毒液、体温測定器を確保すること。</p> <p>(2) 学校の教育活動を行う上で必要となるマスク等を確保すること。</p> <p>(3) 学校現場において「3つの密」を避けるため、教室内地での少人数授業が可能となるよう緊急に必要な教職員の増員など条件整備を行うこと。</p> <p>(4) 保健室の機能を維持し、様々な課題に適切に対応することが可能になるよう、緊急に第2保健室の確保や人的財政的支援を行うこと。</p> <p>(5) すべての教職員が感染症対策に必要な知識を得て生徒の指導、相談に当たれるよう研修など必要な対策をとること。</p> <p>(6) 一律休校になった3月の「特編授業」の内容を行うため、機械的に授業時数を確保するなどの対応をする必要はないことを周知すること。また、生徒、教職員の負担が過重にならないよう、弾力的な学校運営を行うよう指導すること。</p> <p>(7) 生徒の学習権を保障するため、必要な財政的措置を講じること。</p> <p>(8) 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が急変した家庭の生徒について、就学保障のために必要な対策をおこなうこと。</p> <p>(9) 新型コロナウイルス感染症等の影響により就職内定取り消しや解雇などが起こらないよう関係機関と連携して対策を行うこと。また、卒業生に対する相談体制</p>	<p>0. 緊急を要する課題の要求</p> <p>(1) 学校の教育活動を行う上で必要となる保健衛生用品等について確保する。</p> <p>(2) 学校の教育活動を行う上で必要となる保健衛生用品等について確保する。</p> <p>(3) 状況に応じ、必要な対応について努力する。</p> <p>(4) 状況に応じ、必要な対応について努力する。</p> <p>(5) 必要な情報について、教職員に対して周知する。</p> <p>(6) 各校の実情に合わせ弾力的な対応を指導していく。</p> <p>(7) 課題として認識している。負担軽減について、引き続き努力する。</p> <p>(8) 制度の周知に努める。</p> <p>(9) 関係機関との連携について努力したい。</p>

要 求	回 答
<p>を確立すること。</p> <p>(10) 学校の教育活動が安心して再開、継続できるよう必要な情報の公開・共有に努めること。</p> <p>1. 賃金・生活向上に関する要求</p> <p>(1) 教職員が安心して生活し、教育活動にあたることができるよう賃金水準の引き上げに努力すること。</p> <p>(2) 昇格・昇給のあり方や教職員賃金の抜本的な改善については、以下の観点から検討・協議すること。</p> <p>① 教育職（二）表1級の抜本的改善を行うこと。</p> <p>② 学校行政職員の昇格・昇任を早めること。</p> <p>③ 再任用職員の給与・諸手当を大幅に改善すること。</p> <p>(3) 学校現場で働く非正規職員の待遇を大幅に改善すること。</p> <p>①総務省7.4通知（平成26年7月4日）の趣旨に沿って講師の上位制限を廃止するよう計画的に引き上げること。また、教育職（二）表2級格付けを行うこと。</p> <p>②総務省7.4通知（平成26年7月4日）の趣旨に沿って常勤講師は教育職（二）表2級格付けを行うこと。</p> <p>③② 会計年度任用職員の初任給を大幅に改善すること。</p> <p>④③ 任期を示された職員の任用については、雇用通知書で示した雇用期間は、雇用を継続すること。</p> <p>(4) 教員特殊業務手当について、支給額の増額と適用対象業務の拡大をはかること。とりわけ、部活動指導業務については、部活動の実態に即した県独自の基準を設けること。</p> <p>(5) 通勤手当の改善を図ること。特に支給限度額について引き上げるとともに、パークアンドライドを推進するために駐車場代金を支給すること。</p> <p>2. 権利、福利・厚生、労働条件改善に関する要求</p> <p>(1) 高教組との交渉を重視するとともに交渉等における回答・確認書等を遵守すること。また、従来からの労</p>	<p>(10) 引き続き、必要な情報を提供する。</p> <p>1. 賃金・生活向上に関する要求</p> <p>(1) 人事委員会勧告がなされた場合には必要な措置をとる。</p> <p>(2)</p> <p>① 人事委員会勧告がなされた場合には必要な措置をとる。</p> <p>② 他部局との均衡に配慮したい。</p> <p>③ 地公労の課題である。</p> <p>(3)</p> <p>① 地公労の課題である。</p> <p>② 困難である。</p> <p>③ 本務者の休業等の期間の変更により、当初の任用期間を変更する場合があるため、事前に丁寧に説明したい。</p> <p>(4) 困難である。</p> <p>(5) 地公労の課題である。</p> <p>2. 権利、福利・厚生、労働条件改善に関する要求</p> <p>(1) 適法な交渉等は尊重する。</p>

要 求	回 答
<p>働慣行を尊重すること。</p> <p>(2) 教職員が安心して職務に専念し、教育活動に邁進できるよう教職員の健康管理と福利厚生制度の充実に努めること。</p> <p>①学校でのコロナ感染拡大を防ぐ観点から生徒、教職員の定期的な PCR 検査体制を確立すること。</p> <p>②「三密」を避けられない学校現場で働く教職員へのワクチン接種を早期に実施するよう国に働きかけること。</p> <p>(3) 文科省のガイドラインを超える異常な長時間労働を改善するために適切な措置を講ずること。また「1年単位の变形労働時間制」を導入しないこと。</p> <p>(4) 勤務時間の客観的な把握について具体的な措置を講ずること。</p> <p>(5) 発出した「部活動運営の適正化について」は教職員の長時間過密労働の改善と、部活動が果たす教育上の役割を認識し、ていねいな説明と運用を行うこと。</p> <p>(6) 教職員の勤務の割振りについて、よりいっそうの超過勤務の縮減につながるよう、対象業務の拡大等を図ること。</p> <p>(7) 子育て・介護に関わる制度について、対象者すべてに制度を周知し、希望の有無を確認すること。特に、育児短時間勤務制度・新たに制度導入された「部分休暇」については取得しやすくなるよう、さらに条件整備をすすめること。</p> <p>(8) 不妊治療休暇制度をすべての教職員に周知し、使いやすい制度となるように代替者の確保等、条件整備をすすめること。</p> <p>(9) 看護休暇の日数や対象年齢、対象者をいっそう拡充すること。</p> <p>(10) 介護休暇について、対象者の拡大や期間の延長などの改善を行うこと。</p> <p>(11) 長野県子育て支援プランおよび長野県女性職員活躍推進計画に基づき、子育て支援相談員である教頭とイクボス・温かボスである所属長が、管理職として職員の育児・介護の両立支援をするよう指導を徹底すること。</p> <p>(12) 教職員のいのちと健康を守るために、県教育委員会における「総括委員会」を実効あるものとするとも</p>	<p>(2) 引き続き努力する。</p> <p>(3) 引き続き研究する。後段については、制度について研究しているところである。</p> <p>(4) 引き続き研究する。</p> <p>(5) 管理職には丁寧な対応を指示しているところである。</p> <p>(6) 対象業務を順次拡大しているところである。</p> <p>(7) 引き続き努力する。</p> <p>(8) 努力する。</p> <p>(9) 地公労の課題である。</p> <p>(10) 地公労の課題である。</p> <p>(11) 引き続き努力する。</p> <p>(12) 引き続き努力する。</p>

要 求	回 答
<p>に、各校の「所属所委員会」が機能するよう、具体的な措置を講ずること。</p> <p>(13) 時間外労働・過重労働による健康障害を防止するための医師による面接制度を実効あるものにするよう、現場への指導を徹底すること。</p> <p>(14) ストレスチェックについて、意義を周知し、職場環境の改善に着実につなげ、安全配慮義務を果たすこと。</p> <p>(15) 年休が取得しやすいように条件整備を行うとともに、夏季休暇・リフレッシュ休暇など特別休暇の拡充と取得のための条件整備を図ること。</p> <p>(16) 現業職から任用替した職員の業務分担が過重なものにならないよう各現場に配慮を求めること。</p> <p>(17) 勤務条件が異なる職員が現業業務を分担している実情に鑑み、円滑な学校運営がなされるよう県教委として必要な配慮をすること。</p> <p>(18) 「県ハラスメント防止要綱」の周知と、ハラスメントの実態把握を行い、あらゆるハラスメントをなくすために具体的な措置を講ずること。</p> <p>(19) 職員の非違行為防止のための校内ルール策定にあたっては、個人の人権にも十分配慮し、慎重に対応すること。</p> <p>(20) 養護教員の妊娠時における業務軽減措置については、業務内容を限定せず、妊娠判明時から、産前休暇に入るまでの全期間に適用し、非常勤職員の時間を増やすこと。また、妊娠時の業務軽減加配は、すべての職種に適用すること。</p> <p>(21) 公務員にマイナンバーカードの取得を強制しないこと。</p>	<p>(13) 引き続き努力する。</p> <p>(14) 引き続き努力する。</p> <p>(15) 休暇取得の条件整備について、引き続き努力する。 なお、制度の拡充は地公労の課題である。</p> <p>(16) 努力する。</p> <p>(17) 努力する。</p> <p>(18) 引き続き努力する。</p> <p>(19) 配慮する。</p> <p>(20) 困難である。</p> <p>(21) マイナンバーカードの取得については、強制していない。</p>
<p>3. 人事に関する要求</p>	<p>3. 人事に関する要求</p>
<p>(1) 202019年度末検証し、課題については、高教組とも十分な意見交換を行い、現場の実情にそった改善をすすめる、202120年度人事を行うこと。</p> <p>(2) 人事異動にあたっては、丁寧なヒアリングにより職員の意向を十分確認した上ですすめること。任用にあたっては、丁寧に説明をすること。 また、再任用希望者に対しても、丁寧なヒアリングにより意向を十分確認した上ですすめること。</p> <p>(3) 長距離通勤・長時間通勤を解消することを人事上の</p>	<p>(1) 諸課題に対応できるよう、人員配置に配慮している。また、必要があれば、これまで同様ご意見を伺い、現場に伝えていく。</p> <p>(2) 引き続き努力する。</p> <p>(3) 困難であるが、これまでどおりで</p>

要 求	回 答
<p>方針として確立すること。</p> <p>(4) 欠員補充の講師を減らし、新規採用者を大幅に増やすこと。また、以下の職種や教科については、採用試験を必ず実施すること。</p> <p>① 学校司書について採用試験を行うこと。</p> <p>② 少人数教科の採用試験を継続的に行うこと。</p> <p>(5) 新採者の赴任先については、「回答書」の趣旨を新採者に周知し、家庭状況を十分配慮して決定すること。</p> <p>(6) 行政職の人事については、学校運営に支障が生じないよう最大限の配慮をし、機械的な異動を行わないこと。</p> <p>(7) 現業職員の任用替、給与見直し、特別行政事務嘱託員の導入以降の諸問題については、今後も誠実に協議に応じ、当該職員の身分保障はもちろん、高校教育の水準低下を招かないように、十分配慮すること。</p> <p>(8) 講師の集中する学校が生じないようにすること。</p> <p>(9) 障害者雇用、チャレンジ雇用については、施設のバリアフリー化の促進など職場環境の整備を行うとともに、必要な意見交換を行い諸課題の解決に向け努力すること。</p>	<p>きる限り配慮したい。</p> <p>(4) 引き続き努力する。</p> <p>① 引き続き努力する。</p> <p>② 課題として認識している。</p> <p>(5) 本人の事情を考慮し、配慮するよう引き続き努力する。</p> <p>(6) 人事は公正かつ慎重に行っている。本人の希望については、尊重すべく努力している。</p> <p>(7) 今後も誠実に対応する。</p> <p>(8) 集中することがないように配慮したい。</p> <p>(9) 課題が生じた場合は、解決に向けて努力する。</p>
<p>4. 民主教育確立に関する要求</p> <p>(1) 憲法、子どもの権利条約にもとづいて、生徒参加、保護者・地域との共同による「開かれた学校づくり」をめざすこと。また、学校の主体性を堅持し、教職員の合意を尊重した学校運営を保障すること。</p> <p>(2) 高校生の政治的活動を含む自主活動を最大限に保障し、政治的教養を高める教育については教職員による取り組みを励ますこと。</p> <p>(3) 会計年度任用職員が増加したことに伴い制度への移行にあたり、正規による業務支援ではカバーできない問題が生じた場合、責任をもって解決を図ること。</p> <p>(4) 学校現場の共同の関係を破壊する主幹教諭・指導教諭などの「新たな職」を置かないこと。</p> <p>(5) 教育現場に混乱をもたらしている教員免許更新制の廃止を求めること。当面、現職教員が免許を失効し、公務員としての身分を失うことがないように配慮すること。</p>	<p>4. 民主教育確立に関する要求</p> <p>(1) 学校の主体性を尊重し、教職員の意見を聞いて、法の精神に基づく教育行政を進めている。</p> <p>(2) 良識ある公民として必要な政治的教養は重要であると考えている。</p> <p>(3) 課題が生じた場合は、解決に向けて努力する。</p> <p>(4) 国や他県の動向を注視しながら慎重に研究したい。</p> <p>(5) 国の動向を注視したい。</p>

要 求	回 答
<p>と。</p> <p>(6) 学習指導要領は大綱的基準であって、教育課程の編成権は学校にあることを明確にし、学校と教職員の自主的・創造的な教育課程づくりを援助すること。</p> <p>(7) 憲法で保障された思想及び良心の自由を侵害し、民主的な学校運営を阻害する「日の丸」「君が代」の学校教育への強制を行わないこと。</p> <p>(8) 教育勅語については、戦後国会で排除・失効されたことを踏まえ、容認しないこと。</p> <p>(9) 教育公務員特例法に則り、教職員の様々な自主研修を尊重し、授業に支障がないかぎり校外研修を最大限保障すること。また、教文会議主催研究会への職員の参加については、確認メモの精神とこれまでの経緯を踏まえることを周知徹底すること。</p> <p>(10) いわゆる官制研修については、学校現場の実状に即した内容の充実につとめるとともに該当者の意思を尊重し、参加を強制しないこと。</p> <p>(11) 初任研の実施に当たっては初任研対象者、教科指導員、指導教員の負担軽減を図ること。また、マニュアルに沿った授業の持ち時間とすることができる人的措置を行うこと。</p> <p>(12) 学校自己評価活動は、各校の自主性・主体性にゆだね、数値目標の設定や特定のやり方などを強制しないこと。</p> <p>(13) 2010年度の確定交渉で最終合意した教職員評価制度の運用については、確認書・口頭メモによること。</p> <p>(14) 管理職評価における自己申告の内容を教職員に明らかにし、合意形成を図ること。</p> <p>(15) 指導力不足等教員の認定については、これまでの経過を踏まえ「指導力不足等教員への対応に関する要綱」の精神に立って、「指導力不足等教員に係る認定の手続きに関する規則」の運用にあたること。</p> <p>(16) コロナ禍による経済情勢悪化が心配される中、就職を希望する高校生の進路を保障するために、求人拡大および公正な就職選考をいっそう積極的に関係機関に働きかけること。</p> <p>(17) ALTの民間委託を解消するとともに、ALT事業の拡充および増員を図ること。また、G講師の待遇改善を図ること。</p>	<p>(6) 学習指導要領に基づき、各学校の主体性を尊重している。</p> <p>(7) 学習指導要領の趣旨に沿って指導している。</p> <p>(8) 国会決議をふまえ、効力を喪失していると認識をしている。</p> <p>(9) 必要な研修は行うが、研修については自主性・主体性を尊重している。後段については周知に努めている。</p> <p>(10) 法令等に基づいて実施する。</p> <p>(11) 引き続き努力する。</p> <p>(12) 学校の主体性を尊重しながら進めている。</p> <p>(13) 引き続き誠実に対応したい。</p> <p>(14) 学校評価活動における今年度の重点目標の設定時に合意形成を図られたい。</p> <p>(15) これまでの経過を踏まえ慎重に対応したい。</p> <p>(16) 新卒者への就職支援について努力する。</p> <p>(17) 引き続き努力する。</p>

要 求	回 答
<p>(18) 高校入学者選抜制度については、公平・公正が担保される制度とするため、以下の諸点について留意すること。</p> <p>① 制度設計にあたっては、中学生に受検による過度のストレスを与えず、進路指導にあたる中学、選抜業務にあたる高校現場に混乱と多忙化を招かないものとする。</p> <p>② 児童・生徒や保護者・県民などからの意見反映の機会を適切に設け、反映させること。</p> <p>③ 「中学校教職員と高校教職員の対話の場」は現場教職員の参加を保障して適切に設けること。</p> <p>(19) 「学びの基礎診断」については生徒・保護者の負担軽減を図ること。</p> <p>① 個人情報を含むデータの取り扱いについては慎重を期すこと。</p> <p>② 全県のデータ・学校ごとのデータを比較し学校間の競争をあおるようなことは行わないこと。</p> <p>③ 実施方法については各校が柔軟に対応できるようにすること。</p> <p>(20) 新しい「学びの指標」については、生徒の内心評価や特定の価値観への誘導につながる危険性があること、また現場の多忙化に拍車をかけることから中止すること。</p>	<p>(18)</p> <p>① 努力する。</p> <p>② 努力する。</p> <p>③ 検討している。</p> <p>(19) 負担軽減について引き続き研究する。</p> <p>① データの管理は慎重に行う。</p> <p>② 学校間の比較をする予定はない。</p> <p>③ 多様な各校の実情を踏まえ、各校の判断を尊重している。</p>
<p>5. 教育条件改善・充実に関する要求</p> <p>(1) ゆきとどいた教育を実現するために、すべての高校で30人学級（多部制・単位制を含む、定時制普通科20人以下・定時制専門科15人以下）を実施すること。当面は地域高校・専門高校・定時制高校などで先行的に実施すること。</p> <p>(2) 2022+年度募集定員については、旧通学区ごとによるばらつきを踏まえ、現場教職員や地域住民の意見を十分尊重し、希望者全員入学を保障するとともに、必要な条件整備について万全を期すこと。</p> <p>(3) 教職員定数増に努めるとともに、教職員の定数は正規職員で確保すること。</p> <p>(4) 老朽化した校舎の改修や生徒の生活環境の整備を行うこと。また、エアコンの設置、トイレの洋式化・臭気対策については現場の意見を聞き反映させること。</p> <p>(5) 災害時の生徒の安全をはかるため、施設・設備の改善を進めること。特に、薬品庫や図書館などの地震対</p>	<p>5. 教育条件改善・充実に関する要求</p> <p>(1) 困難である。</p> <p>(2) 希望者全員入学を保障することは困難である。</p> <p>(3) 引き続き努力する。</p> <p>(4) 引き続き努力する。</p> <p>(5) 引き続き努力する。</p>

要 求	回 答
<p>策を進めること。また、体育施設の改修に関しては、教育活動に支障が出ないよう配慮すること。</p> <p>(6) 高校授業料無償化の廃止（所得制限の導入）を撤回し、計画的な教育予算増による、中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」を関係機関に働きかけること。また県独自に教育予算を増額し保護者負担を軽減する施策を行うこと。</p> <p>(7) 旅費・需用費・図書費の大幅増額を図ること。 ① コロナ感染症拡大予防のための衛生用品等確保に必要な予算を措置すること。 ② 図書費算定の根拠を明らかにし、図書館運営に支障をきたさない予算を措置すること。</p> <p>(8) 修学指導のための予算措置を行い、柔軟な運用を可能とすること。また芸術鑑賞費の拡充を行うこと。</p> <p>(9) 「高校改革」については、以下の点を踏まえること。</p> <p>① 第1期再編の総括を行い、県民に公表し、意見を聞くこと。</p> <p>② 「再編・整備計画2一次分」については、地域と学校現場へ十分な情報提供をおこない、検討を保障すること。</p> <p>③ 地域の協議会の議論については県教委の「旧12通学区ごとの再編計画の方向性」で縛りをかけず、開かれた議論を保証すること。</p> <p>④ 未来の学校構築事業については、現場の要求を聞き、過重な負担とならぬよう配慮すること。</p> <p>⑤ 「学習空間デザイン検討委員会」の報告書に基づく検討にあたっては県民の意見を聞くこと。</p> <p>⑤④ 募集定員の公私比率の将来像の検討については、決定前に公表し県民の意見を聞くこと。</p> <p>(10) 第一期再編により開設した高校の課題や要望については、年度途中でも柔軟に対応すること。</p> <p>(11) 再編対象となった望月高校に在籍する生徒が卒業するまで十分な条件整備を行うこと。また、サテライト校設置にあたっては当該校と十分な協議を行うとともに、高教組にも情報提供を行い、話し合いの場を設けること。</p> <p>(11) (12) 総合技術高校の導入にあたっては、これまでの職業教育の専門性が損なわれないよう教育条件整備に努めること。</p>	<p>(6) 引き続き努力する。併せて国の動向を注視したい。</p> <p>(7) 引き続き努力する。</p> <p>(8) 引き続き努力する。</p> <p>(9) 要望としてお聞きする。</p> <p>① 検討している。</p> <p>② 必要に応じ、情報提供に努めたい。</p> <p>③ 引き続き県民の声を聞きながら検討を進めたい。</p> <p>④ 実施校と連携し支援する。</p> <p>⑤ 要望としてお聞きする。</p> <p>⑥ 引き続き検討する。</p> <p>(10) 引き続き努力する。</p> <p>(11) 引き続き努力する。後段については、必要に応じ、情報提供に努めたい。</p> <p>(12) 引き続き努力する。</p>

要 求	回 答
(12) (13) 「併設型中高一貫校」については、エリート進学校化、受験競争の低年齢化、地元中学校の「空洞化」などを招かないよう対策を講ずること。また、該当校の意向を十分に尊重して教育条件の整備を進めること。	(13) 様々な課題に配慮し、努力する。
(13) (14) 地域キャンパス校・サテライト校における教育の充実のために必要な教職員数と予算を確保すること。	(14) 必要な職員数は確保している。
(14) (15) 事務事業の見直しによる事務職員の削減を行わないこと。	(15) 「高等学校行政職員定数基準の見直しに関する確認書」を遵守する。
(15) (16) 総務事務集約化の本格実施に伴い生じた問題については、真摯に受け止め解決を図ること。	(16) 引き続き誠実に対応したい。
(16) (17) 外国由来の生徒に対しては、必要な教職員の加配措置や生活支援事業などの支援をよりいっそう充実させること。	(17) 引き続き努力する。
(17) (18) 「高等学校等就学支援金」制度の運用については交渉経過を尊重すること。	(18) 国の動向を注視したい。
(18) 「長野県奨学給付金」制度、長野県の各種奨学制度等を拡充し、経済的に困窮した生徒の学習権を保障すること。また、コロナ禍で家計急変世帯への奨学金を拡充すること。	
(19) 正規の養護教諭をすべての定時制・通信制に配置し、大規模校には定数法に従い複数配置すること。特に、コロナ禍にあっては必要な人的措置を柔軟に行うこと。	(19) 引き続き努力する。
(20) コロナ禍において「三密」を避けて実習授業等を行うために、必要な人的措置を行うこと。	
(21) (20) 高校における特別支援教育については、学校の実状に応じて必要な予算措置や加配措置を行うこと。	(20) 課題として認識している。
(22) (21) スクールカウンセラー、生徒指導専門教員の配置を拡充すること。	(21) 引き続き努力する。
(23) (22) 校内LANの運用については、問題が生じた場合には迅速に対応するよう努めること。急速に進められるICT環境整備に関しては丁寧な情報提供を行い、課題解決に努めること。	(22) 努力する。
(24) (23) 内部事務総合システムの使い勝手の向上に努めること。	(23) 引き続き必要に応じてシステム改修等を関係部局に働きかけたい。
(25) 統合型校務支援システム導入に伴う諸課題について	

要 求	回 答
は丁寧な情報提供を行い、課題解決に努めること。	

9 当面の主な日程

- 4/ 10 (土) 第 213 回中央委員会〔オンライン〕
- 13 (火) 第 2 回執行委員会 (予備交渉②・生協理事会)
- 17 (土) 教文委員総会・第 1 回総合研究会〔オンライン〕
- 20 (火) 春闘要求提出交渉〔高校会館大会議室・議会棟 404,405 会議室〕
- 21 (水)・22 (木) 一斉校長交渉
- 5 /1 (土) メーデー
- 11 (火) 第 3 回執行委員会 (予備交渉①・生協理事会)
- 18 (火) 第 4 回執行委員会 (予備交渉②)
- 21 (金)~22 (土) 第 100 回定期大会・教育文化厚生協会社員総会〔松本市浅間温泉文化センター〕
- 25 (火) 春闘要求回答交渉〔高校会館大会議室、県庁西庁舎 111.112 会議室〕
- 6 /8 (火) 第 5 回執行委員会、高校生協理事会・総代会
- 12 (土) 教文定期代議員会・教文 50 周年祝賀会〔ホテル信濃路〕
- 13 (土) 知恵の和 part II (中信地区)
- 19 (土) 知恵の和 part II (中信地区)
- 22 (火) 第 6 回執行委員会 (予備交渉①)

第2号議案 2021年度役員承認に関する件

2021年度長野高教組役員名簿

役 職	専従・非専従	氏 名	在 籍 校
執行委員長	専従	細尾 俊彦	
副執行委員長	専従	林 茂樹	
副執行委員長	専従	内堀 守	
副執行委員長	専従	上條 晋	
副執行委員長	専従	黒澤 さと子	
書記長	専従	近藤 正	
書記次長	専従	小山 幸孝	中野立志館
書記次長	専従	遠藤 颯	岡谷南
特別執行委員	専従	檀原 毅也	(全教書記長)
執行委員 (高水・須坂)	非専従	関 洸輔	飯山
執行委員 (長水)	非専従	武田 圭弘	長野
執行委員 (更埴)	非専従	吉崎 仁一	松代
執行委員 (上小)	非専従	森嶋 光	上田千曲
執行委員 (佐久)	非専従	松澤 美晴	小諸商業
執行委員 (諏訪)	非専従	祖父江 信一	岡谷南
執行委員 (上伊那)	非専従	河合 智子	辰野
執行委員 (下伊那)	非専従	長崎 ひとみ	飯田OIDE長姫
執行委員 (松筑)	非専従	小関 篤	田川
執行委員 (安曇)	非専従	関島 資浩	明科
執行委員 (女性部)	非専従	松岡 久美	赤穂
執行委員 (実習教員部)	非専従	伊藤 真由美	長野商業
執行委員 (定通部)	非専従	岡村 昇	野沢南
会計監査	非専従	山本 春美	諏訪実業
会計監査	非専従	池田 敏之	須坂創成
会計監査	非専従	中澤 涼子	上田千曲

専門部長

女性部長	永田 奈津子	須坂創成
青年部長	唐澤 佑作	明科
実習教員部長	中村 光夫	駒ヶ根工業
定通部長	石川 伸次	松本筑摩
行政職員部長	山下 元規	箕輪進修
司書部長	高木 千春	岩村田
講師再任用職員部長	木下 哲郎	飯田風越
養護教員部長	高橋 加代子	北部

全教役員・全教専門部役員

書記長	檀原 毅也	(全教)
臨時職員対策部副部長	柳澤 欣吾	阿智
実習教員部常任委員	片桐 和俊	下伊那農業
定通部常任委員	柳澤 宏至	上田
学校司書部副部長	松井 正英	諏訪清陵
現業職員部常任委員	近藤 敦志	松本美須ヶヶ丘
女性部長	吉田 由美子	長野工業

第3号議案 選挙管理委員の選出に関する件

長野高教組選挙および投票に関する規程第3条により5名の選挙管理委員を中央委員会において選出します。(敬称略)

長水 支部	◎佐藤 千英 (長野東)	※委員長については慣例により長水支部選出委員にお願いしています。
更埴 支部	柳澤 俊文 (松代)	
佐久 支部	田中 勇人 (野沢南)	
下伊那支部	塚田 真希 (下伊那農業)	
安曇 支部	滝澤 智章 (豊科)	

第4号議案 拡大闘争委員会設置に関する件

執行委員及び支部書記長をもって構成する拡大闘争委員会を設置します。(9月、11月開催予定)

第5号議案 第100回定期大会開催に関する件

長野県高等学校教職員組合第100回定期大会を下記のように開催します。

なお、感染拡大状況の変化等により、変更する場合は執行委員会で決定します。

■根拠規定：長野高教組規約第22条：「執行委員会は(中略)次のことを行う。

一、二、三(略)四、緊急事項の処理に関すること。

ただし、その処理について、次の中央委員会の承認を受ける。

- 1 期 日 2021年5月21日(金)～22日(土)
- 2 会 場 松本市浅間温泉文化センター
- 3 議 事
 - 第1号議案 2020年度会計決算に関する件
 - 第2号議案 2021年度運動方針に関する件
 - 第3号議案 2021年度会計予算に関する件
 - 第4号議案 当面闘争推進に関する件(当日提案)
 - 第5号議案 支部・分会提出議案に関する件(当日提案)
 - 第6号議案 大会宣言・諸決議に関する件(当日提案)
 - 協議題 高校会館建設に関する件
- 4 代議員 「長野高教組規約第17条によって分会毎に組合員30名までは1名、30名を超える場合は30名増す毎に1名を加えることとします。」

【定期大会がオンラインの場合】

1. 期日
5月22日(土)
※2日間の日程を1日に短縮して開催
2. 形態 オンライン
(議長のみ会場参加)
3. 時間(予定)
 - ・高教組定期大会
10:00～16:00
 - ・公益社団法人教育文化厚生協会社員総会
16:00～17:00

第6号議案 専門委員の委嘱に関する件 2021年度高教組専門委員(案)(敬称略)

専門委員会名 (担当役員)	氏 名 (分会)		
生活権利 (黒澤・遠藤)	上原仁一郎(佐久総合浅間) 吉田由美子(長野工業)	菅沼達勇(下高井農林) 飯森聡子(塩尻志学館)	藤原栄治(長野工業) 吉岡 恵(蓼科)
教育財政 (林・内堀)	菅沼達勇(下高井農林) 柳澤俊文(松代)	新田 亮(須坂) 吉岡 恵(蓼科)	藤原栄治(長野工業) 岡村 昇(野沢南)
組織強化 (近藤・細尾・上條)	倉科浩彰(須坂) 吉田由美子(長野工業) 木下哲郎(飯田風越)	菅沼達勇(下高井農林) 料治正和(田川)	唐澤佑作(明科) 野口洋志(木曾青峰)
高校教育 (内堀・小山)	北原恵美(箕輪進修) 藤原栄治(長野工業)	篠原章浩(小諸商業) 柳澤俊文(松代)	徳武 晃(更級農業) 田村敏彦(上田染谷丘)
平和・国際交流 (林・小山)	小山洋一(長野商業) 遠藤博史(丸子修学館)	小宮山勝人(篠ノ井) 池上 宏(田川)	丸山大樹(飯山)